

政令第二百三十七号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第十一条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）

2 法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

（総務省組織令の一部改正）

第二条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一号中「附則第二十三条」を「附則第二十三条第一項」に改める。

附則第二十三条に次の一項を加える。

- 2 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項及び前項に定めるもののほか、平成三十六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

附 則

この政令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理由

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十一条の審議会等を定める等の必要があるからである。